

令和2年度(第54回)中学生の「税についての作文」

～優秀作品のご紹介～

全国納税貯蓄組合連合会、国税庁主催の「中学生の『税についての作文』」の優秀作品選考があり、入賞作品が決定しました。

今号では、優秀作品のうち、品川区長賞を受賞されました2作品をご紹介します。

品川区長賞

「私が考える税と私たちの関わり方」

品川区立伊藤学園 八学年 永井 知沙美

私は今まで税に対しマイナスなイメージを持っていました。最近では消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、「自分が納めなければいけない税金が増えてしまった」とあまり良い気分になれなかった人が多くいると思います。しかし税は私たち国民の生活を豊かにする大切なものだと、私はこの作文を作りながら実感しました。もし税がなくなってしまうと、私たちが歩く道路や信号が使えなくなったり、生活に欠かせない公共施設が無くなったり、ごみ収集車が来なくなって町にごみがたまったり、日本に多い災害の復興も難しくなったりします。また、警察や消防、そして国を牽引する政治家にも給料が届かなくなり、さらに子供達が平等に教育を受けられなくなるかもしれません。このように税は国民にとって必要不可欠なものなのです。

私は税に対し受け身の状態になっている人が多いと感じます。税金をただ納めるだけというのは国に対して無関心なのと似ている気がします。国を支える柱のような税金をただ納めるだけで良いのでしょうか。

私は国民が税のあり方についてもっと考えるべきだと思います。税金は私たちが納め、私たちのために使われるものです。国民が税について理解を深めることが、税のあり方がよりよくなるための方法だと私は思います。そして税のあり方が良くなることで、国が変わり、日本が住みやすい、豊かな国になるはずです。

ただ、税のあり方を私たち国民が直接変えることは難しいです。だから私は、政府や自治体ももっと国民の意見に耳を傾けるべきだと思います。私たち国民は、実際に福祉・公共サービスを利用しています。福祉・公共サービスを利用している私たちの意見は、必ずサービスの向上につながります。だからこそ国民はもっと意見を発信し、政府や自治体はもっと国民の意見に耳を傾けるべきです。

また、私たち国民は自分たちの負担と、福祉・公共サービスの受益がつりあっているかどうかを考える必要があると思います。国民は税の使い道を決めることができません。だからこそ負担と受益がどうなっているかを確認する必要があります。

私は「国民が税について理解を深め、あり方について考える」、「国民は意見を発信して政府や自治体はその意見に耳を傾ける」、「国民の負担と受益がつりあっているか国民が考える」の三つを行うことで、税がよりよいものになると考えます。

【品川税務署管内】

～品川間税会 令和2年度「税の標語」品川区長賞のご紹介～

「税金はめぐりめぐって自分のために めぐりめぐって家族のために」
品川区立芳水小学校 六学年 田川 優衣

品川区長賞

「改めて考えた税金」

品川区立戸越台中学校 九学年 佐藤 絢音

税金に関する作文。ついつい後回しにしてしまう苦手な宿題の一つでした。ドリルを1ページ1ページと進めていく事に比べて宿題を始めるのが面倒でした。理由は、日頃意識しない税金について考えないと始められないからだと思います。ただ、今回は私の人生で税金に関するニュースに触れる機会が多く、自然と税金について意識する事になりました。

新型コロナウイルスの影響で学校生活は一変しました。近所の商店街の様子も大きく変わりました。飲食店や旅行業への影響が特に大きいことが連日報道されています。今までの私にとって身近なニュースとは、近所の商店街がテレビに映ったとか怖い事件が起こったなど、どこか自分の生活とは違う世界の事のように感じていました。

しかし、今回のニュースは私たちの生活の中で起こりました。私の母は、飲食店のお手伝いの仕事が以前の半分以下の日数になったと言っていました。父は、直接の影響は無いけれど今後は景気が悪くなるだろうと言っていました。ニュースでは、国や都の決定への不満や補償への不満を話している人を多く見ました。

税金の使い方を国会で決めて実行するという仕組みについては勉強していました。税金の無駄遣いや正しい使い方をチェックしなければいけない。そういう勉強もしました。しかし、実際に具体的な使い方について気にしたことはありませんでした。一般の人々の意見をこれだけ多く取り上げられたニュースをみることも無かったと思います。

もう一つ私が思ったことは、税金で人を助けたり補助したりすることについてです。私が持つ税金で人を助けることへのイメージは災害が起こった時の事でした。ただ、自分の身の回りに起こっていないため何が必要でどの様に配るべきか何が喜ばれるのかなど考えたこともありませんでした。新型コロナウイルスの関係で国や品川区から給付される給付金やマスク、休業するお店に配られる補助金。税金が使われるこうした給付や補助には自分や家族や親せき、よく知っている人達に関係することばかりでした。税金が不足するのではないか、まだまだ支援が足りないのではないか、様々な意見も出ていました。

大人の人達の意見やニュースをみると多くもらおうという事だけではなく、将来を心配している意見も多かったと思います。それは、自分たちが納めた大切な税金という意識だからだと思います。

あと数年すれば私もきっと働いて自分で税金を納めるのだと思います。その時には、この作文を書いた事で税金の使い方や税金によって助けられる事について今までより真剣に身近に考えられる経験にできると思います。

【荏原税務署管内】

他の入賞作品受賞者をご紹介します

【品川税務署管内】

- ☆東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞
日野学園 小野 漣
攻玉社中学校 岡野 高太郎
- ☆東京納税貯蓄組合総連合会会長賞
東海中学校 桜井 翔
- ☆品川税務署長賞
大崎中学校 森島 花凧
鈴ヶ森中学校 上斗米 新菜
- ☆品川都税事務所長賞
富士見台中学校 吉村 知夏
- ☆品川区教育長賞
大崎中学校 加茂 青葉
- ☆東京税理士会品川支部長賞
攻玉社中学校 榎本 晃大
- ☆品川納税貯蓄組合連合会会長賞
伊藤学園 天野 咲花
大崎中学校 淡島 香梨
攻玉社中学校 田岡 嘉貴
品川学園 岩田 悠生
鈴ヶ森中学校 梅山 航平
浜川中学校 高山 結斗
日野学園 内海 光沙
富士見台中学校 福山 梨里花
八潮学園 吉田 春和

【荏原税務署管内】

- ☆東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞
荏原第六中学校 甲斐 歩乃香
- ☆東京納税貯蓄組合総連合会会長賞
荏原第五中学校 深堀 結
荏原第一中学校 松崎 廉太郎
荏原第六中学校 出口 崇史
荏原第一中学校 古城 咲葵
荏原第五中学校 寺谷 ティヴィン
- ☆荏原税務署長賞
戸越台中学校 長谷川 愛粋
荏原第一中学校 黒山 凜々
荏原第一中学校 山上 琉音
荏原第六中学校 石川 夢花
荏原第六中学校 塩田 夏規
戸越台中学校 岸村 帆葉
荏原平塚学園 岡村 奏海
豊葉の杜学園 清田 李桃音
豊葉の杜学園 福田 龍介
- ☆品川都税事務所長賞
- ☆品川区教育長賞
- ☆東京税理士会荏原支部長賞
- ☆荏原納税貯蓄組合連合会会長賞

住民税改正のお知らせ

令和3年度（令和2年分）からの個人住民税（特別区民税・都民税）の主な改正点は以下のとおりです。詳細は申告書に同封されているチラシまたは区のホームページをご確認ください。

1. 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除・公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げ、所得の種類を問わず適用される基礎控除の控除額を同額引き上げることとされました。なお、基礎控除については一定の所得で控除額が減額・消失する仕組みが設けられました。

2. 給与所得控除・公的年金等控除の見直し

上記1の変更にあわせて、それぞれの控除額が10万円引き下げられたほか、所得の算出方法が変更されることとなりました。また、給与所得・公的年金所得の両方がある方については、所得控除の引き下げ分を調整するために所得金額調整控除が設けられました。

3. 未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し

表の条件により、婚姻歴や性別に関わらず適用される「ひとり親控除」（控除額30万円）が設けられました。それ以外の寡婦については、引き続き「寡婦控除」（控除額26万円）が適用されます。※いずれも住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載のある方は適用されません。

本人が女性	配偶関係		死別	離別	未婚のひとり親
	本人合計所得		500万円以下		
扶養親族	有	子（同一生計）	30万円	30万円	30万円
		子以外	26万円	26万円	—
	無		26万円	—	—

本人が男性	配偶関係		死別	離別	未婚のひとり親
	本人合計所得		500万円以下		
扶養親族	有	子（同一生計）	30万円	30万円	30万円
		子以外	—	—	—
	無		—	—	—

4. 改正に伴う所要の措置

以下の各合計所得金額要件が、それぞれ10万円引き上げとなります。（変更前→変更後）

- ①同一生計配偶者および扶養親族の基準（38万円→48万円）
- ②配偶者特別控除の対象となる配偶者の基準（38万円超→48万円超）
- ③勤労学生控除の基準（65万円→75万円）
- ④障害者、未成年者、ひとり親および寡婦に対する非課税措置（125万円→135万円）
- ⑤住民税非課税限度額（35万円→45万円）

税務課業務のご案内

★課税や税証明、納税に関すること ★軽自動車税（種別割）に関すること

- ・月曜～金曜 午前8時半～午後5時まで
（祝日・年末年始は休み） 火曜は午後7時まで
- ・日曜開庁 午前8時半～午後5時まで

※日曜開庁は、取扱い業務が限られております。

（証明書発行・相談を伴わないお支払いを受付しております。）

窓口受付時間

お問い合わせ

TEL (3777) 1111 (代)

FAX (5742) 7108 (課税担当) FAX (3777) 1292 (納税担当)